特 集

アクセスコントロール技術の回避規制について

デジタルコンテンツ委員会*

抄 録 現在, デジタルコンテンツの市場規模は毎年伸び続けており, コンテンツ産業の概ね50%をデジタルコンテンツが占めるに至っている¹⁾。今後のコンテンツ産業の振興のためには, コンテンツにかかる対価の回収の機会を無断複製や無断視聴等により, 失わせることのないような措置が必要である。そのためには, 無断複製を防止する手段(コピーコントロール)や無断視聴等を制御する手段(アクセスコントロール)(総称して「技術的手段」²⁾という)を確立するとともに, 当該技術的手段の回避規制に関する法制度の整備の双方が必要と考えられており, 経済産業省³⁾や文部科学省⁴⁾等で技術的手段の回避規制に関する法改正の議論が活発に行われている。本稿⁵⁾では, 技術的手段のうち特にアクセスコントロールに関する立法経緯や日本, 米国及び欧州の法制度や判例等を整理し, 併せて我が国における法改正の動向を紹介する。

目 次

- 1. はじめに
- 2. 日本法
 - 2. 1 法制度(不正競争防止法)
 - 2. 2 裁判例
 - 2. 3 法改正の動向
- 3. アメリカ
 - 3. 1 法制度
 - 3. 2 判 例
- 4. E U
 - 4. 1 著作権指令
 - 4. 2 イギリス
 - 4. 3 フランス
 - 4. 4 ドイツ
- 5. おわりに

1. はじめに

デジタル技術の進歩により、映像や音楽などのデジタル情報は、複製が極めて容易でかつ品質が劣化しにくいという特徴を有するに至った。さらに、デジタル情報は媒体を離れて情報それ自体の流通を可能とする特徴を有するた

め、ますます違法複製や違法流通に弱い存在となり、裸のデジタル情報をビジネスの対象としてそのままの状態で流通させることはあまりにも脆弱ということになる⁶⁾。そこで、デジタル情報の提供者は、技術的手段を開発・利用するようになった。しかし、これらを回避する行為や回避機器の流通は後を絶たず、その被害は甚大である。さらに、回避されないような新しい技術的手段を開発しても、程なくその技術を回避する機器等が発生するという、いわゆる「鼬ごっこ」の状態から抜け出すことができないため、デジタル情報の提供者がビジネスを遂行する上では法的保護に頼らざるを得ない場合がある。

このような背景の下,技術的手段の回避に関する法的ルールが必要であるという要請が世界的に高まり,1996年に採択された「WIPO著作権条約(WIPO Copyright Treaty)」⁷⁾及び「WIPO 実演とレコード条約(WIPO Performances

^{* 2010}年度 Digital Contents Committee (2011年度より「著作権委員会」に改称。)

and Phonograms Treaty)」⁸⁾ において、技術的手段の法的保護及び救済措置を講じることが義務付けられた。

WIPO著作権条約を契機として、米国で は1998年にデジタル・ミレニアム著作権法 (DMCA) が制定され、欧州においても2001年 にヨーロッパ著作権指令 (Directive 2001/29/ EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society, 以下「著作 権指令」9)という)が公表され、EU加盟国は国 内法で当該著作権指令の履行が義務付けられて いる。我が国においては、1999年(平成11年) に著作権法及び不正競争防止法が改正され、技 術的手段の回避について一定の規制が導入され た。その後、知的財産戦略本部が策定した「知 財推進計画2010」において、アクセスコントロ ールの回避規制強化が短期に取り組むべき課題 として記載されたこと¹⁰⁾,加えて2010年10月に 大筋合意に至った模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) のデジタル環境節の中で効果的な技 術的手段の回避への措置について規定されるこ とを受け、現在関係省庁にて規制強化へ向けた 法改正の検討が進められているところである。

しかしながら、技術的手段の回避規制の強化については、被害実態を踏まえた権利者の保護と規制強化による副作用とのバランスを保つことが必要である。とりわけ規制強化により、企業における相互運用性確保のための研究開発が萎縮するなど、事業活動に支障を来たすことのないよう配慮するべきであり、法改正は、慎重に検討することが重要であると考える。

2. 日本法

日本では、1999年に著作権法及び不正競争防止法の改正により、技術的手段の回避規制に関する法的措置を講じた。

当時の回避規制の導入にあたっては、コンテンツ取引の実効性を補完するとの目的を踏まえ、技術的手段の開発に影響を与えず、また、コンテンツ流通の提供形態の多様性を確保するため、最小限の規制内容に留めるという方針が取られた。

著作権法では、複製権の権利制限規定である 私的複製行為の範囲から、技術的保護手段の回 避を伴う複製行為を除外し(著作権法30条1項 2号)、当該行為に差止請求権(同法112条)を 認めた。更に、技術的保護手段の回避機器や回 避サービスの提供等に対しては、刑事罰を導入 し(同法120条の2)、民法上の損害賠償請求権 の補完をした。なお、規制の実効性等を考慮し、 私的複製に対する刑事罰の導入は見送っている (同法119条1項かっこ書)。

一方,不正競争防止法では,技術的制限手段を回避する機器等を提供する行為を不正競争に該当する行為とし,差止請求権(不正競争防止法3条)及び損害賠償請求権(同法4条)を認めているが,刑事罰の導入までには至っていない。(次ページ【表1】)

以降は、主に不正競争防止法について記載する。なお、表1で一目のとおり、不正競争防止法の「技術的制限手段」は、アクセスコントロール及びコピーコントロールの双方を射程範囲としており、他国の法構成と異なる特徴を有している。

2. 1 法制度(不正競争防止法)

(1) 規制される行為

技術的制限手段を回避し、制限されているコンテンツの視聴・実行・記録行為を可能とする機能のみを有する装置若しくはプログラムを譲渡し、引渡し、譲渡・引渡しのための展示、輸出入し、電気通信回線を通じて提供する行為が規制の対象である。

不正競争防止法の主旨から, 多くの不正コピ

		アクセスコントロール		コピーコントロール	
		民事的救済	刑事罰	民事的救済	刑事罰
回避行為		なし	なし		
				【著作権法】	【著作権法】
回避行為を	複製			差止請求権	懲役(3年以下)
伴う				【民法】	罰金(10万円以下)
	私的複製			損害賠償請求権	なし
回避機器の製造		なし	なし	【民法】	
				損害賠償請求権	
回避機器の提供等		【不競法】		【不競法】	
		差止請求権	なし	差止請求権	【著作権法】
		損害賠償請求権		損害賠償請求権	懲役(3年以下)
				【民法】	罰金(300万円以下)
				損害賠償請求権	
回避サービスの提供		なし	なし	【民法】	
				損害賠償請求権	

表 1 「技術的手段」に係る規制の現状

-及び不正視聴等の行為を助長し、コンテンツ 提供者に大きな被害をもたらす蓋然性の高い回 避機器等を提供する上記行為を規制の対象とし た。

一方,個々の技術的制限手段を回避する行為 自体や回避機器等を製造する行為は,公正な競 争を阻害することに直ちにつながらないため規 制対象からは除外されている。

なお、「技術的制限手段」には、電磁的方法によりコンテンツの視聴・実行・記録を制限する手段であって、①コンテンツに機器が特定の反応をする信号を付与し、機器が当該信号に一定のルールで対応する制御方式と②コンテンツ自体を暗号化し、実行時に機器がコンテンツに特定の変換を施す制御方式の二つの形態があり(同法2条7項)、この特定の反応や特定の変換を無効化することにより、不正なコンテンツも視聴等できるようにされた装置や当該プログラムを記憶した記憶媒体・機器が規制対象となっ

ている。

ただし、「機能のみ」を有する機器等が対象であり、他の機能も同時にもち合わせている機器は規制対象となっておらず、後述のマジコン事件の判例でも「のみ」要件の解釈が争点のひとつとなった。

(2) 適用除外

技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる回避装置等の提供行為は、規制の対象から除外されている(同法19条1項7号)。

これは、コンテンツ提供事業者にとって、不 正視聴を防止し対価回収を確実なものとするた めには、技術的制限手段の評価やより優れた 制限技術の導入が不可欠であり、そのための調 査・研究を阻害しないための措置である。

(3) 救済措置

民事的救済として, 差止請求権(同法3条)

及び損害賠償請求権(同法4条)を認めているが、刑事罰の適用はない。

2. 2 判 例

(1) マジコン事件 (不正競争行為差止請求 事件)¹¹⁾

1) 事案の概要

任天堂㈱及び同ゲーム機のソフト会社(原告ら)が、携帯型ゲーム機「ニンテンドーDS」において施されている効果的な技術的手段を回避する機器「マジコン」の販売会社(被告ら)に対し、不正競争防止法2条1項10号違反を理由に、同装置の輸入、販売等の差止及び在庫品の廃棄を求めた事件。原告の訴えが認められ、被告に輸入等の差止と製品の廃棄が命じられた。

2) 主な争点と判旨

①原告製品の仕組みは,「技術的制限手段」 に該当するか?

不正競争防止法平成11年改正(以下では「平成11年改正」と記す)の立法趣旨と立法経緯から,「技術的制限手段」には,特定の反応を示す信号等を検知し制限する方式だけではなく,検知し実行等を可能とする方式も含むとの解釈を導き,原告製品の仕組みは技術的手段に該当すると判断した。

②被告装置は、技術的制限手段を無効化する機能「のみ」を有するか?

平成11年改正の立法趣旨と立法経緯から,規制対象となる機器等を管理技術の無効化を専らその機能とするものとして提供されたものに限定し,別の目的で製造され提供されている装置等が偶然「妨げる機能」を有している場合を除外していると解釈した上で,被告装置の該当性について,自主制作のソフトも使用可能であったが,大部分は不正複製されたソフトを使用するために用いられていることが認められ,偶然「妨げる機能」を有しているにすぎないと認め

ることは到底できないと判断した。

2. 3 法改正の動向

経済産業省産業構造審議会³⁾ にて,以下の方 向性が示されている。

(1) 対象機器の要件について…のみ要件の 緩和

現状において氾濫している回避装置等の実態と現行法「のみ」要件に係る課題を踏まえ、より適切で実効性、明確性のある確実な規律とすべく、「のみ」要件を緩和する方向で検討が進められている。主な論点は以下の5つ。

①機器の客観的要件は、他法令等を参照し「主たる」ではなく「専ら」要件の方向とし、コンテンツに付された技術的制限手段を検知しない機器(いわゆる無反応機器)及び汎用機の提供行為は平成11年改正時と同様、引続き不正競争行為としないとした。

②主観的要件は、「故意」又は「図利加害目的」 を要件とすることは不可欠となる程度の必要性 は認められないとし、導入をしない方向とした。

- ③装置を組み込んだ機器等(組込規定)及び
- ④単体では完全な回避機能を果さない装置等の取扱いは、「のみ要件」を緩和した場合においてもなお不正競争行為を構成する蓋然性が高い行為であり、規制対象とし得るとした。
- ⑤例外規定の整備は、「のみ要件」の緩和による追加的な整備は不要であり、具体的な事案で営業上の損害を惹起するものと認められるか否かと判断されるべきと、平成11年改正時と同じ方針を維持した。

(2) 対象行為の拡大について…消極的結論

対象行為の類型として,回避機器の提供等の他,①回避行為自体,②回避機器の製造,③回避サービスの提供について議論された。いずれも平成11年改正時と事情変更が認められず,回

避機器の提供等の規制により捕捉可能であり、 上述の「のみ要件の緩和」と当該刑事罰の導入 とのバランスにおいて、独立した各行為まで規 制する必要性は低いと規制範囲の拡大には消極 的結論となっている。

(3) 救済措置について…刑事罰の導入

回避装置の提供行為の中には、民事訴訟によって紛争を解決することが困難な事例があり、 刑事的手当てを講じる必要性が高く、一定の説 得性は認められるため、刑事罰を導入する方向 とした。

刑事罰の対象としては、民事的救済の対象である回避装置の提供行為(不正競争防止法2条1項10号及び第11号)への刑事罰導入について検討し、その他の行為等(①回避行為自体、②回避機器の製造、③回避サービスの提供)については、これらを民事的な救済の対象とすることについての議論を経た後に、必要であれば改めて検討を加えるという立場を取っている。

なお、刑事罰の導入は、民事的解決が困難な 一定の悪質な行為に限定すべきとの考えから、 不正競争防止法の他の刑事罰と同様に主観的要 件を追加する方向となった。具体的には、「不 正の目的」では対象が広くなりすぎるとの意見 もあり、適切に悪質な行為を捕捉する趣旨から、 「不正の利益を得る目的又は技術的制限手段を 用いる者に損害を加える目的」を軸として見直 しの検討が進められている。

また、罰則の水準は、不正競争防止法の他の 罰則規定や他の法令等の規定状況を勘案して、 適切な罰則水準を定めるべきとし、抑止効果の 観点から、懲役刑と罰金刑を併科し、両罰規定 の法人重課する方向が適切であると結論づけ た。

(4) 著作権法改正の動向

不正競争防止法の議論と並行して, 文化庁著

作権分科会⁴⁾でも、著作権等の支分権の対象となる行為を保護するかどうかとらわれず、著作権の保護の観点から、アクセスコントロール回避の問題を著作権法で規制するかどうかが議論されており、技術的保護手段の定義規定(2条1項20号)等の見直しの検討が進められている¹²⁾。

いずれにせよ,技術的手段の回避行為という 同じ課題を取扱っている以上,不正競争防止法 と著作権法の個々の議論ではなく,射程範囲に ついての調整は,不可欠となってくるであろう。

3. アメリカ

米国では、1998年に成立したデジタル・ミレニアム著作権法(DMCA)の1021条において技術的手段に関する規定が置かれている。同条では、技術的手段を、著作権へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段(アクセスコントロール)と、著作物またはその一部分に対する著作権者の権利を効果的に保護する技術的手段(コピーコントロール)を分けて規定しているが、以降はアクセスコントロールに関する内容に限定して記載することとする。

3. 1 法制度

(1) 規制される行為

DMCAは、1201条(a)(1)及び(2)において、以下の行為を規制している。

①アクセスコントロール技術の回避行為 (DMCA1201条(a)(1))

著作権法の下で保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避してはならない。

②アクセスコントロール技術の回避機器の流通等 (DMCA1201条(a)(2))

以下のいずれかに該当するいかなる技術,製品,サービス,装置,部品またはそれらの一部分を製造し,輸入し,公衆に提供し,供給しま

たはその他流通させてはならない。

- (A) 技術的手段を回避することを目的として, 設計または製造されるもの
- (B) 技術的手段を回避する以外には、限定された商業上の目的または用法しか有さないもの
- (C) 技術的手段を回避するために使用する ことを知っている者またはこの者に協 力する者によって販売されたもの

なお,技術的手段に関する裁判例は少ない ものの、後述のChamberlain Group, Inc. v. Skylink Technologies, Inc., 381 F.3d 1178 (Fed. Cir. 2004) において、DMCA1201条(a)(2)は著 作権侵害を抑止するために用いられるアクセス コントロール技術の回避に対してのみ適用され るとの判断が示されている130。一方で、他の連 邦巡回区における裁判例では、上述のような判 断は示されておらず、また学説の中には法文及 び立法経緯からすると、連邦議会が追加的な著 作権体制を作り出す意図であったことを示す証 拠が存在することに注目し、当該Chamberlain Group, Inc. v. Skylink Technologies, Inc.の判旨 に否定的な見解を示すもの140も存在する。した がって、DMCAの技術的手段にかかる規定の 解釈は発展過程にあるといえる。

(2) 適用除外等

1) 適用除外

DMCAは、1201条(a)(1)(B)及び(C)において、連邦議会図書館長は一定の手続に従い、3年ごとに同条の規制対象から除外されるべき種類の著作物を規則により定める旨を規定している。なお、2010年7月の著作権局のStatement¹⁵⁾によると、ユーザーが合法的に入手したアプリケーションなどを実行するためにjailbreak¹⁶⁾する行為が適用除外に含まれることが明らかになっており、これにより特定のプラットフォームが認めるアプリケーションを実行

するためにjailbreakする行為は、DMCAには 違反しないことになる。

また、この他にもDMCAは、1201条(d) \sim (j) において、以下の場合に他の手段による入手が不可能な場合等の一定の要件の下、回避の禁止が及ばないことを規定している。

- ・非営利の図書館、文書資料館及び教育機関 等による適法な行為を行うこと唯一の目的 として著作物のコピーを入手するか否かを 決定するためのみの回避
- ・政府による適法な検査, 情報活動のための 回避
- ・相互運用性達成のために必要なリバースエンジニアリングを行うための回避
- ・暗号化研究のための回避
- ・個人情報保護のための回避
- ・セキュリティ検査のための回避
- 2) 権利制限規定等との関係

DMCA1201条(c)において、アクセスコントロールの回避規制は、著作権法の下で従来認められてきた権利、救済措置、権利制限及びフェアユースを含む著作権侵害に対する抗弁に影響を与えないことを規定している。

(3) 救済措置

DMCA1201条違反に対する民事上の救済として、DMCA1203条において一時的及び終局的差止命令、ならびに損害賠償命令の付与を規定している。損害賠償には、「現実的損害賠償」と「法定損害賠償」の2種類を規定しているが、法定損害賠償額は、2,500ドル以上25,000ドル以下であり、著作権の場合に比べてかなり低く設定されている。

また、故意にかつ商業的利益または経済的利益を目的としてDMCA1201条に違反する者に対して、DMCA1204条により刑事罰を課している。なお、初犯の場合には、500,000米ドル以下の罰金もしくは5年以下の懲役またはそれ

らの併科, その後の違反について1,000,000米ドル以下の罰金もしくは10年以下の懲役が課されることになる。

3. 2 判 例

 Chamberlain Group Inc. v. Skylink Technologies, Inc., 381F.3d 1178 (Fed. Cir. 2004)

1) 事案の概要

原告が販売・製造するガレージ・ドア・システムを解錠できるトランスミッターを販売・製造した被告が、当該トランスミッターにより原告システムのセキュリティを保持するためのプログラムを動作させることがアクセス回避であるとして、DMCA1201条(a)(2)に違反することを理由に提訴された事案。

2) 判旨

DMCA1201条(a)(2)は、アクセスコントロールの回避によって著作権で保護されている権利を侵害し、または侵害を助長するアクセスを可能にする場合のみ適用される。被告が販売するトランスミッターの使用はいかなる著作権も侵害しないため、DMCA1201条(a)(2)に該当しない。したがって、被告によるトランスミッターの販売は違反行為とは認めることができない。

(2) Lexmark International v. Static Control Components, Inc., 387 F. 3d 522 (6th Cir. 2004)

1) 事案の概要

原告が製造・販売するプリンターの互換トナーカートリッジを製造・販売した被告が、純正トナーカートリッジでのみ動作するようにプリンターを制御するプログラムを動作させることがアクセス回避であるとして、DMCA1201条に違反することを理由に提訴された事案。

2) 判旨

原告のプリンターを購入した者は、認証シーケンスの有無に関係なく誰もがプリンターに内蔵されたプログラムをメモリから直接読み出し、ソースコードへ変換できることから、原告の認証シーケンスはDMCA1201条(a)(1)に規定される「効果的」手段には該当しない。連邦議会は、プリンター内の著作物(プログラム)を保護しない状態にありながら、消費者による消費財の使用を妨げるように設計された技術的手段の回避を規制することを企図したわけではない。以上より、被告の互換トナーカートリッジの販売は、規制の対象とはならない。

4. E U

1996年12月に「効果的な技術的手段の回避」について規定されたWIPO著作権条約⁷⁾及びWIPO実演とレコード条約⁸⁾が採択されたことを受け、欧州議会及び欧州連合理事会は2001年5月22日に著作権指令⁹⁾に署名した。著作権指令の採択により、EU各加盟国は、「効果的な技術的手段(effective technological measures)の回避」から保護されることを2002年12月22日までに国内法化する義務を負うこととなった。著作権指令では、コンピュータ・プログラム以外の著作権、著作隣接権及びデータベース独自の権利(sui generis)(これらの権利を総称して、以下「著作権等」という)を保護対象としている。

なお、コンピュータ・プログラムに関しては、著作権指令ではなく、1991年5月14日に策定された「コンピュータ・プログラムの法的保護に関する指令(Council Directive 91/250/EEC of 14 May 1991 on the legal protection of computer programs、以下「コンピュータ・プログラム指令」という) \int_{17}^{17} において規定がおかれている。

本項では、これら両指令を中心に、ヨーロッパにおける「技術的手段の回避」の規制状況を見ていく。

4. 1 著作権指令

(1) 規制対象

著作権指令第6条第1項において、目的を遂 行することを知りながら(認知性),もしくは 知るべき合理的な理由を有しながら(認知可能 性)18 行う、いかなる効果的な技術的手段の回 避に対して法的保護を与えることを規定してい る。そして、同条第2項において、①効果的な 技術的手段の回避を目的として宣伝、広告、販 売される②効果的な技術的手段の回避以外に. 商業上重要な目的や用途を持たない③主として 効果的な技術的手段の回避を可能. 容易にする という目的で設計、製造、調整、実行される、「装 置, 製品若しくは部品を製造, 輸入, 頒布, 販売, 貸与. 販売もしくは貸与のために宣伝. 商業目 的で所持する行為」及び「サービスを提供する 行為」に対して適切な法的保護を与えることを 規定している。ここでいう 「技術的手段」とは、 著作権等に関する権利者から許諾を受けていな い行為を防止または制限するよう設計されたい かなる技術、装置または部品のことを意味して いる (同条第3項)。

日本の不正競争防止法では対象としていないアクセスコントロールの回避行為,アクセスコントロールの回避行為,アクセスコントロール回避サービス提供行為、アクセスコントロール回避サービス提供行為や無反応機器に関しては、同指令において特段明記されていないものの、上述の①~③に該当すれば規制対象になる¹⁹⁾。

ただし、一般的なパソコンのように、「効果的な技術的手段の回避にも使用可能な機器」は、機器の製造行為に対するメーカーの萎縮効果を考慮し規制対象になっていない。

また、コンピュータ・プログラム指令第7条 第1項においては、コンピュータ・プログラム に関する技術的手段を除去・回避することを唯 一の目的とした手段を流通させるいかなる行 為及び商業目的で所持する行為が規制されている。

(2) 適用除外

著作権指令第6条第4項では、著作権等の権利者と利用者とのバランスが図られるように、EU各加盟国の国内法で規定される権利制限の受益者がその権利制限に該当する一定の行為を行える方法を権利者が提供することを保証する手段を各加盟国が講じることを規定している。具体的には、写真技術の使用等により達成される複製行為、図書館・教育的施設等で行われる複製行為、放送機関による放送のための一時的複製行為、非商業目的の社会施設で行われる放送の複製行為、授業・学術研究のための利用行為、非商業的な障害者利益のための利用行為、行政・立法・司法手続等における利用行為が該当する。

コンピュータ・プログラム指令においては, 適用除外の規定はおかれていない。しかしなが ら,著作権指令前文では,プログラム機能の研 究行為,他のプログラムとの互換性を達成する 為に必要な情報の取得行為等を行うための技術 的手段の回避を抑止,禁止するものであっては ならない,と規定している。

(3) 救済措置

著作権指令第8条において、加盟国は、「効果的な技術的手段の回避」に関して、刑事的には有効且つ抑止力のある刑事罰(第1項)を、民事的には損害賠償もしくは差止またはその双方を求めて訴訟を提起できるよう救済措置(第2項)を設けることを規定している。

また、コンピュータ・プログラム指令第7条 において、加盟国は適切な救済措置を設けるこ とを規定している。

なお,具体的な措置については,各加盟国に 委ねられている。

4. 2 イギリス

イギリスでは、2001年 5 月22日に採択された著作権指令を履行するため、2003年10月31日に「2003年レギュレーション(The Copyright and Related Rights Regulations 2003, S.I. 2003/2498)」 $^{20)}$ が施行された。これにより、イギリス著作権法(Copyright, Designs and Patents Act 1988) $^{21)}$ に新たに技術的手段の回避に関する規定296ZAからZF条が追加された。

また、コンピュータ・プログラム指令を受けたイギリス著作権法の改正²²⁾ は、1993年1月1日に実施されている。

(1) 規制対象

イギリス著作権法296ZA条等で著作権指令 に、同法296条第2A項でコンピュータ・プログ ラム指令に対応している。

(2) 適用除外

イギリス著作権法296ZE条,別表5A等で,著作権指令に対応している。また,同法第296ZB条第3項において,法執行機関や諜報機関による,国家安全保障,犯罪防止,捜査,訴追目的による技術的手段の回避行為について,合法としている。

コンピュータ・プログラムに関しては,特段, 適用除外の規定は置かれていない。

(3) 救済措置

刑事罰に関する規定は、イギリス著作権法 296ZB条等に置かれている。効果的な技術的手段を回避した者は、略式起訴の場合、3ヶ月以下の懲役刑又は法令上の上限を超えない額の罰金刑、またはこれら両方の刑が科されることとなり、また、正式起訴の場合、2年以下の懲役刑又は罰金刑、またはこれら両方の刑が科されることとなる。ただし、効果的な技術的手段の

回避を可能とする或いは容易にする装置,製品,部品,サービスであることを知らない或いは知るべき合理的な理由がないことは,抗弁となる。また,民事上の救済として,損害賠償請求,差止請求等が可能となっている¹⁹⁾。

(4) 判例

2010年7月28日イギリス高等法院は、任天堂 ㈱の提起する訴訟において、Playables Limited らに対し、「マジコン」を輸入等する行為は違 法であると判決 23 を言い渡した。

4. 3 フランス

フランスでは、2001年5月22日に採択された著作権指令を履行するため、2006年8月3日に「情報社会における著作権および著作隣接権に関する2006年8月1日法2006-961号(Loi n° 2006-961 du ler août 2006 relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information)」 24 が公布された。これにより、フランス知的財産法(le code de la propriete intellectuelle,以下「フランス知財法」という) 25 に新たに技術的手段の回避に関する規定 331-5ないし331-22条が追加 26 された。

(1) 規制対象

フランス知財法331-5条第1項等で,著作権 指令に対応している。

コンピュータ・プログラムに関しては、同法 122-6-2条において、技術的装置の回避を可能と する手段を頒布する際、それらの手段を違法に 使用すると著作権侵害に係る制裁が課されるこ ととなる旨を通知しなければならないことが規 定されている。

(2) 適用除外

コンピュータ・プログラム以外の著作物等に 関しては、消費者の利益(私的使用)を保護²⁶⁾

する規定が、また、フランス知財法331-5条に 互換性に関する規定が置かれている。

(3) 救済措置

コンピュータ・プログラム以外の著作物等に関する刑事罰規定は、フランス知財法335-3-1条等に置かれている。効果的な技術的手段を回避した者は、3,750ユーロの罰金刑、損害を与える或いは著作権を侵害する目的等で他人に技術的手段を削除、変更させる手段を、他人に提供する行為は、6ヶ月の禁固刑、3万ユーロの罰金刑となる²⁷⁾。

また、民事上の救済として、損害賠償請求、 差止請求等が可能となっている¹⁹⁾。

(4) 判例

任天堂㈱は、Divineoに対し、「マジコン」の販売停止を求めて争っていたが、マジコンは合法目的にも使えるとし、2009年12月4日パリ裁判所は任天堂㈱の訴えを棄却²⁸⁾した。

4. 4 ドイツ

ドイツでは、2001年5月22日に採択された著作権指令を履行するため、2003年9月13日にドイツ著作権法(German Copyright Act)²⁹⁾ が改正され、新たに技術的手段の回避に関する規定95a-d、108b及び111a条が追加された。

(1) 規制対象

ドイツ著作権法95A条で著作権指令に、同法 69f条等でコンピュータ・プログラム指令に対 応している。

(2) 適用除外

ドイツ著作権法95b条で、著作権指令に対応 している。また、ドイツ著作権法95b条では私 的目的での複製に関する制限規定が置かれてい る。 なお, コンピュータ・プログラムに関する例 外規定は, 特段設けられていない。

(3) 救済措置

著作権指令に対応すべく、ドイツ著作権法 108b条及び111a条に刑事罰について規定されている。効果的な技術的手段を回避した者は、1年以下の自由刑又は罰金刑となり、同行為を業として行った者は、3年以下の自由刑又は罰金刑となる。また、秩序違反行為を行った者は、その違反行為の種類に応じて、5万ユーロ以下或いは1万ユーロ以下の過料となる。

なお, コンピュータ・プログラムに関する刑 事罰規定は、特段設けられていない。

また、民事上の救済として、損害賠償請求、 差止請求等が可能となっている¹⁹⁾。

5. おわりに

本稿では、技術的手段のうち特にアクセスコントロールに関する日本、米国及び欧州の現行の法制度及び日本における法改正の動向を紹介してきたが、技術的手段の回避規制に関する議論を理解する上での一助になれば幸いである。なお、日本における法改正の動向は、本稿執筆時点(2011年1月17日)におけるものであることにご留意頂きたい。

注 記

- 1) 2009年度デジタルコンテンツ市場 6 兆272億円 (前年比6.6%増, コンテンツ産業全体の49.9%)。 (経済産業省商務情報政策局監修, デジタルコン テンツ白書2010 (2010年) 財団法人デジタルコ ンテンツ協会)
- 2) 「技術的手段」とは、コンテンツ(音楽・映画・画像・ゲーム・プログラム等)の無断複製や無断視聴等を防止する手段をいい、制限手段の違いにより、複製行為を制御する「コピーコントロール」、視聴等のために再生・実行行為を制御する「アクセスコントール」とに区分されてい

る。具体例としては、「コピーコントロール」には、コンテンツに信号を付してコピーを制限するSCMS(Serial Copy Management System。MD等のオーディオ機器に標準搭載されているデジタルコピーを回数制限する技術)やCGMS(Copy Generation Management System。ビデオ機器に搭載されているコピー制御技術)やコピーようとすると、鑑賞に堪えない不完全なコピーをするマクロビジョン(市販の映画ビデオテープに広く利用されているコピーガードシステム。)などがあり、「アクセスコントロール」には、コンテンツを暗号化して、契約者以外の視聴を制限するスクランブル技術等がある。

- 3) 経済産業省産業構造審議会知的財産政策部会「技 術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委 員会」
- 4) 文化庁文化審議会著作権分科会 法制問題小委 員会「技術的保護手段ワーキングチーム」
- 5) 本稿は2010年度デジタルコンテンツ委員会の 大須賀咲子(富士通株式会社),刑部泰江(ソフトバンクモバイル株式会社),濱板晃世(株式会社コナミデジタルエンタテインメント)により分担執筆し、今子さゆり(ヤフー株式会社),佐久間央(富士ゼロックス株式会社)がとりまとめたものである。
- 6) 中山信弘,知的財産の展望-知的財産研究所10 周年記念論文集-,pp.339~340(2000年),財 団法人知的財産研究所
- 7) WIPO, WIPO Copyright Treaty http://www.wipo.int/export/sites/www/ treaties/en/ip/wct/pdf/trtdocs_wo033.pdf(参 照日:2010.12.8)
- 8) WIPO, WIPO Performances and Phonograms Treaty http://www.wipo.int/export/sites/www/ treaties/en/ip/wppt/pdf/trtdocs_wo034.pdf (参 照日:2010.12.8)
- 9) EU, Directive 2001/29/EC http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUri Serv.do?uri=CELEX:32001L0029:EN:HTML(参 照日:2010.12.8)
- 10) 「知的財産推進計画2010」には、アクセスコントロールの回避規制強化の具体的な取組の概要として以下のような記載がある。 「製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切

な除外規定を整備しつつ、著作物を保護するアクセスコントロールの一定の回避行為に関する規制を導入するとともに、アクセスコントロール回避機器について、対象行為の拡大(製造及び回避サービスの提供)、対象機器の拡大(「のみ」要件の緩和)、刑事罰化及びこれらを踏まえた水際規制の導入によって規制を強化する。このため、法技術的観点を踏まえた具体的な制度改革案を2010年度中にまとめる。」

- 11) 東京地裁 平成21年2月27日判決平成20年(ワ) 第20886号,
 - http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/ 20090306192548.pdf
- 12) 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 技 術的保護手段ワーキングチーム,技術的保護手 段に関する中間まとめ,
 - http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/bunkakai/32/pdf/shiryo_3_1.pdf
- 13) 平成22年11月文化審議会著作権分科会 法制問 題小委員会 技術的保護手段ワーキングチーム 報告書, 4頁
 - http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h22_shiho_11/pdf/shiryo_1_2_ver2.pdf
- 14) ジェーン・C・ギンズバーグ,「知的財産法制の 再構築」、p.149 (2008年)、早稲田大学21世紀 COE叢書
- 15) 米国著作権局, Statement of the Librarian of Congress Relating to Section 1201 Rulemaking http://www.copyright.gov/1201/2010/Librari an-of-Congress-1201-Statement.html(参照日:2010.12.22)
- 16) 例えば、Apple Storeで公開されていないアプリケーションをiPhone等でインストール可能とし、またアプリケーションのインストーラを追加できるようファームウェアを書き換えることをいう。
- 17) EU, Council Directive 91/250/EEC http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUri Serv.do?uri=CELEX:31991L0250:EN:HTML(参照日:2010.12.8)
- 18) 中根哲夫, 大学院研究年報 第34号, 2005年2月, 欧米のアクセスコントロール法制と著作権
- 19) 西村あさひ法律事務所, コンテンツの技術的手 段に係る各国法制度調査研究報告書 http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/

- 2010fy01/E000784.pdf (参照日:2010.12.8)
- 20) UK, The Copyright and Related Rights Regulations 2003, S.I. 2003/2498
 http://www.legislation.gov.uk/uksi/2003/2498/pdfs/uksi_20032498_en.pdf(参照日:2010.12.8)
- 21) UK, Copyright, Designs and Patents Act 1988 http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/48/ contents (参照日: 2010.12.8)
- 22) UK, The Copyright (Computer Programs)
 Regulations 1992, S.I.1992/3233
 http://www.legislation.gov.uk/uksi/1992/3233/
 made (参照日: 2010.12.8)
- 23) British and Irish Legal Information Institute,
 Case No: HC09C00988
 http://www.bailii.org/ew/cases/EWHC/Ch/
 2010/1932.html(参照日:2010.12.8)
- 24) WIPO, Copyright (Information Society), Law No. 2006-961, 2006 http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=5606 (参照日:2010.12.8)

- 25) WIPO, INTELLECTUAL PROPERTY CODE http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=180336 (参照日:2010.12.8)
- 26) 井奈波朋子、フランスにおける情報社会指令の 国内法化について - 下院通過後の動向 http://www.itlaw.jp/CRIC200609.pdf(参照日: 2010.12.8)
- 27) CRIC, 知的所有権法典に関する1992年7月1日 の法律(法律第92-597号) http://www.cric.or.jp/gaikoku/france/france. html (参照日: 2010.12.8)
- 28) Nintendo World Report, Nintendo Appeals
 French Court Ruling
 http://www.nintendoworldreport.com/news/
 20516 (参照日: 2010.12.8)
- 29) CRIC, 1965年9月9日の著作権及び著作隣接権 に関する法律(著作権法) http://www.cric.or.jp/gaikoku/germany/ germany.html(参照日: 2010.12.8)

(原稿受領日 2011年1月17日)

